

令和6年度 下呂市結婚新生活支援事業補助金 申請時の留意点等

❖ 婚姻を機に新居を購入(新築または取得)した

⇒購入の日から6か月以内に同居を始めていますか？

⇒婚姻より前に購入した新居の場合、婚姻日から起算して1年以内の購入ですか？

❖ 婚姻を機に新居を賃貸借している世帯

⇒申請時点で既に支払い済の家賃等(賃料、礼金、共益費、仲介手数料)が補助対象経費となりますが、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額は家賃から除かれます。

⇒夫婦の一方が婚姻前から賃貸して住んでいる物件にもう一方が入居して同居する場合は、同居を開始した月以降にかかる家賃等が補助対象経費となります。

❖ 婚姻を機に新居をリフォームした

⇒婚姻日より前に実施したリフォームは、婚姻日から起算して1年以内のリフォーム費用が補助対象となります。

⇒補助対象経費は、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用です。倉庫、車庫、外構にかかる工事費用や家電購入設置費用は補助対象外。